

徳島県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会公文書管理規程（令和六年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

- 第十六条第二号ただし書中「条例、規則、告示、訓令その他」を削る。
- 第二十五条第一項中「には」を「のうち次に掲げるものには」に、「押印しなければならぬ」を「押印するものとする」に改め、ただし書を削り、各号を次のように改める。
- 一 法令、条例、規則その他の規程により公印の押印が必要とされる紙文書
 - 二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす紙文書（教育政策課長が別に定めるものを除く。）
 - 三 事実の証明に関する紙文書その他の内容が真正であることを証明する必要がある紙文書（教育政策課長が別に定めるものを除く。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公印の押印が必要と認められる紙文書
- 第二十五条第三項を削り、第四項を第三項とする。
- 第二十六条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。
- 第三十七条中「主務課等の長は、毎年度、教育政策課長が別に定めるところにより」を「教育政策課長は」に、「教育政策課長に」を「、毎年度、知事に」に改める。
- 様式第四号中 「登録例文・共通例文・公印書密」を 「登録例文・共通例文・」に改め、その他（ ） その他（ ）

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。